

久留米学園高等学校「学校いじめ防止基本方針」

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

参考資料

- ・「いじめ防止対策推進法」第3条
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」P1～P2、P21～22
- ・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part5）

本校では「いじめ防止対策推進法」を尊重し、対策のための組織を設置、防止に関する措置を実施します。「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応の取り組みを進めていきます。しかし、最近ではクラスや部活動内、他校生との人間関係のトラブル、スマートフォン等ネット上でのトラブルから発生する課題も予想されます。「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる」という認識のもと、「未然防止」「早期発見・早期対応」しながら取り組みの更なる充実を図ると共にいじめ防止対策委員会を中心とした学校対応と外部関係機関との連携を強化し、「～いじめ しない させない みのがさない～」をつねに意識し、この取り組みが計画的、具体的に行われるように実践していきたいと考えています。また、「福岡県いじめ防止基本方針」の改定に基づき、心理的又は物理的な影響を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解したうえでの適切な対応を行うなど、今後は内容の検証等をより深め、改善しながら修正を続ける予定です。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

参考資料

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」P24
- ・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part2）
- ・学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに関する措置」のポイント（1）いじめの防止
- ・「生徒指導リーフ 4.8.9」文部科学省・国立教育政策研究所

○いじめを根絶するためには「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という認識のもと、すべての生徒を対象とした学校教育、人権教育、情報モラル教育等健全育成にかかる取り組みを効果的に推進していく予定です。

- ・ 「早期発見・早期対応」・・・生活アンケート等を定期的に行い、生徒の声を教職員がしっかりと受け止め、担任や教科担当、学年職員や生徒指導部、適宜いじめ防止対策委員会を設け、解決に向けて早期に取り組む。
- ・ 授業の中でも授業規律や授業態度を教員・生徒共に遵守し、不適切な行動や言動、態度等がないように注意を促す。
- ・ 授業時間や昼休み、放課後の時間については、教員が毎日交代で巡回するシステムづくりをおこなっている。
- ・ 学校を欠席している生徒については、朝の時間中に担任から家庭・保護者に電話連絡し、家庭とコミュニケ

ーションを取りながら連携して、悩みや相談を受け止める体制を構築していく。

- ・ いじめの情報を含む生徒情報については、学級担任が単独で対応することがないように、学年会で生徒の状況を説明、内容によっては学年主任中心に生徒指導部との連携を図り、全職員で情報を共有し対応に努める。また、保護者の理解を得て関係機関への協力と連携を行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

（2）いじめの早期発見のための措置

参考資料

- ・ 「いじめの防止等のための基本的な方針」 P7、P25
- ・ いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part3）
- ・ 学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに関する措置」のポイント(2)
- ・ 「生徒指導リーフ4」文部科学省、国立教育政策研究所

○ 「生徒のささいな変化に気づくこと」「気づいた情報を確実に共有する」「情報にもとづき速やかに対応すること」を早期発見の基本と考えている。

- ・ 3日以上つづけて欠席した生徒については早急に学年保健部に担任から報告し、養護教諭や生徒指導部など担任以外の教員からも生徒に関わりを持つシステムを構築している。面談やカウンセリングの機会を保護者・生徒と必ず行うように努めている。
- ・ 生徒との信頼関係を重視して、何か気になる変化があった場合、本人やまわりの友人からも話や情報をきちんと聞ける関係づくりを日常から行っていく。生徒との二者面談や保護者を含んだ三者面談を每学期1回以上学校で機会を設けている。
- ・ 学校で起こったことを学校内で話せない場合もよくあると考えられるので、生徒との「電話相談」などを担任や生徒指導部等で活用させたい。
- ・ 「開かれた保健室」「相談しやすい環境作り」の取り組みを目指し、様々な手段で生徒の悩みや不安を受け止めている体制をつくっていきます。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

（3）いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

（4）いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

（5）いじめが起きた集団への働きかけ

（6）ネット上のいじめへの対応

参考資料

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」P7、P25
- ・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A (Part4)
- ・学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに関する措置」のポイント(3)

「全職員での取り組み」と速やかに情報の共有し、事実関係（時間、場所、人、様態）の調査を行い、客観的な事実をもとに保護者と緊密に連携し、いじめ防止対策委員会を中核とした解決を目指したい。

- ・通常の考えられるいじめ対応は「いじめ防止対策委員会」が行う。
- ・「重大な事態」と判断できる場合は学校長からの指示に従って必要な対応を行う。
- ・被害生徒や保護者への支援、加害生徒や保護者への助言については「一方的、一面的な解釈をしない」「プライバシーを守ること」「迅速に生徒情報を共有し、保護者に連絡する」「教育的な配慮のもとでケアや指導を行う」などを留意しておきたい。
- ・「いじめを見ていた生徒」についても自分の問題としてとらえさせるように、クラスや学年、学校で「いじめは絶対だめ」「傍観者もいじめの加害者」という意識を教育活動を工夫し、意識付けを行う。
- ・ネット上でのいじめへの対応については学校長と相談しながら対処していく。生徒の生命、身体的又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は直ちに所轄の警察署へ連絡し、連携を図りたい。
- ・情報教育や視聴覚教材等を使って情報モラル教育の推進に努めたい。
- ・警察署や久留米市青少年サポートセンター等の関係機関等との指示を仰ぎ、「書き込みサイトへの削除依頼」し、運営会社や管理者に連絡する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。（この項は原文のまま、転載すること）

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査（県知事への発生報告を必ず記入すること）

(2) 調査結果の提供及び報告（県知事への調査結果の報告を必ず記入すること）

参考資料

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」P25～33

○上記した内容の「重大事態」のいじめがおこった場合はいじめ防止対策委員会で判断し、校長からの指示に従う。速やかに私学協会や県教育委員会に報告し、指導助言を得る。同時にいじめられている生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けて全力で取り組む。また、外部専門家とも連携しながら「調査委員会」等を設置し、迅速、的確、組織的に対応することが望ましいと考えている。

6 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会
- (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能
- (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

参考資料

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」P22～32
- ・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A (Part5)
- ・学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに関する措置」のポイント(4)①